

## 西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 1 趣旨

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)」の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)が改正され、定員 18 人以下の小規模な通所介護(デイサービス)については、地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス)として、平成 28 年 4 月 1 日から、新たに地域密着型サービスとして位置付けられ、東京都が指定した指定通所介護のうち 39 事業所が西東京市に移管されました。

なお、市町村における地域密着型通所介護の指定基準の条例制定については、施行から 1 年間の経過措置が設けられています。その間は厚生労働省令で定める基準を適用することになっており、西東京市も当面の間は、省令で定める基準にて運営しております。

### 2 根拠法令

条例制定を行う根拠法令は下記のとおりです。

- (1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)
- (2) 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「省令」という。)

### 3 一部改正の要旨

「西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年西東京市条例第 5 号)」の一部を改正して、地域密着型通所介護に関する基準を追加しました。

条例の一部改正に当たっては、東京都の基準が省令に準じた条例であったことを踏まえて、本市においても省令に準じた内容のものとししました。

また、関連して「西東京市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 25 年西東京市条例第 6 号)」についても、地域密着型通所介護が追加したことに伴う関連規定の整備を行いました。

#### 4 地域密着型通所介護に関する基準（省令基準の規定順）

※「条例の内容」は、条文どおりではなく口語調に編集しています。

##### (1) 基本方針に関する基準

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>■基本方針</b></p> <p>指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	なし	第 59 条の 2

##### (2) 人員に関する基準

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>■従業者の員数</b></p> <p>1 指定地域密着型通所介護事業者が指定地域密着型通所介護事業所ごとに置くべき地域密着型通所介護従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」。）</p> <p>指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(3) 介護職員</p> <p>指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（以下「提供単位時間数」。）で除して</p>	なし	第 59 条の 3

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p>得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合にあつては、合計の利用者。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 機能訓練指導員</p> <p>1 以上</p> <p>2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員が10人以下である場合にあつては、1の(2)(3)にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護のサービス提供の単位ごとに、1の(3)の介護職員（利用定員が10人以下の場合は看護職員又は介護職員。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 指定地域密着型通所介護のサービス提供の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 指定地域密着型通所介護事業者が第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において</p>		

条例の内容	独自基準	条例の条項
一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、1から7の基準を満たしているものとみなすことができる。		
<b>■管理者</b> 指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	なし	第59条の4

(3) 設備に関する基準

条例の内容	独自基準	条例の条項
<b>■設備及び備品等</b> 1 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 2の設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 3のただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が	なし	第59条の5

<p>1に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。</p> <p>5 指定地域密着型通所介護事業者が第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、1から3までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

(4) 運営に関する基準

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>■心身の状況等の把握</b></p> <p>指定地域密着型通所介護のサービスの提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	なし	第59条の6
<p><b>■利用料等の受領</b></p> <p>1 法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、1及び2の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p>	なし	第59条の7

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) おむつ代</p> <p>(5) (1)から(4)のほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 3(3)の費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 3の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>		
<p><b>■指定地域密着型通所介護の基本取扱方針</b></p> <p>1 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	なし	第59条の8
<p><b>■指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針</b></p> <p>(1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) サービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行う</p>	なし	第59条の9

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p>ことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(6) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p>		
<p><b>■地域密着型通所介護計画の作成</b></p> <p>1 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p>	なし	第59条の10
<p><b>■管理者の責務</b></p> <p>1 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 管理者は、当該事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	なし	第59条の11
<p><b>■運営規程</b></p> <p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>	なし	第59条の12

条例の内容	独自基準	条例の条項
(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員 (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10)その他運営に関する重要事項		
<b>■勤務体制の確保等</b> 1 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	なし	第59条の13
<b>■定員の遵守</b> 利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	なし	第59条の14
<b>■非常災害対策</b> 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	なし	第59条の15
<b>■衛生管理等</b> 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	なし	第59条の16



条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>■地域との連携等</b></p> <p>1 サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならない。</p>	なし	第59条の17
<p><b>■事故発生時の対応</b></p> <p>1 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 1の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、1及び2の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>	なし	第59条の18

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>■記録の整備</b></p> <p>1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型通所介護計画</p> <p>(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき等の市への通知に係る記録</p> <p>(4) 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 運営推進会議への活動報告、評価、要望、助言等の記録</p>	なし	第59条の19

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>準用規定</b></p> <p><b>■内容及び手続の説明及び同意</b></p> <p>1 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、1の文書の交付に代えて、5により、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された1の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>なし</p> <p>なし</p>	<p>第59条の20</p> <p>第9条</p>

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p>3 2の方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 2(1)の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 2により1の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 2のそれぞれの方法のうち事業者が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 5による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、1の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>		
<p><b>■ 提供拒否の禁止</b></p> <p>正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。</p>	なし	第10条
<p><b>■ サービス提供困難時の対応</b></p> <p>当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	なし	第11条
<p><b>■ 受給資格等の確認</b></p> <p>1 サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 事業者は、1の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。</p>	なし	第12条

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>■要介護認定の申請に係る援助</b></p> <p>1 サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	なし	第13条
<p><b>■指定居宅介護支援事業者等との連携</b></p> <p>1 サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	なし	第15条
<p><b>■法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</b></p> <p>サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	なし	第16条
<p><b>■居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</b></p> <p>居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しなければならない。</p>	なし	第17条

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>■ 居宅サービス計画等の変更の援助</b></p> <p>利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	なし	第18条
<p><b>■ サービスの提供の記録</b></p> <p>1 サービスを提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	なし	第20条
<p><b>■ 保険給付の請求のための証明書の交付</b></p> <p>法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	なし	第22条
<p><b>■ 利用者に関する市への通知</b></p> <p>サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	なし	第28条

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>■ 掲示</b></p> <p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	なし	第34条
<p><b>■ 秘密保持等</b></p> <p>1 指定地域密着型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	なし	第35条
<p><b>■ 広告</b></p> <p>指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	なし	第36条
<p><b>■ 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</b></p> <p>指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者により特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	なし	第37条
<p><b>■ 苦情処理</b></p> <p>1 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	なし	第38条

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p>2 1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。</p> <p>5 事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>		
<p><b>■会計の区分</b></p> <p>事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	なし	第41条
<p><b>■緊急時等の対応</b></p> <p>サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	なし	第53条



## 6 地域密着型通所介護の療養通所介護に関する基準（省令基準の規定順）

地域密着型通所介護の療養通所介護について、省令の基準と同一の基準とします。

### (1) 基本方針に関する基準

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>■趣旨</b></p> <p>指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、以下に定めるところによる。</p>	なし	第 59 条の 21
<p><b>■基本方針</b></p> <p>1 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>2 サービスの提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	なし	第 59 条の 22

### (2) 人員に関する基準

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>■従業者の員数</b></p> <p>1 事業所ごとに置くべきサービスの提供に当たる看護職員又は介護職員（以下「療養通所介護従業者」。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</p> <p>2 療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。</p>	なし	第 59 条の 23

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>■管理者</b></p> <p>1 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 管理者は、看護師でなければならない。</p> <p>3 管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p>	なし	第59条の24

(3) 設備に関する基準

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>■利用定員</b></p> <p>事業所は、その利用定員を9人以下とする。</p>	なし	第59条の25
<p><b>■設備及び備品等</b></p> <p>1 サービスを行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 1の専用の部屋の面積は、6.4㎡に利用定員を乗じた面積以上とする。</p> <p>3 1の設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 3のただし書の場合（事業者が1の設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。</p>	なし	第59条の26

(4) 運営に関する基準

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p><b>■内容及び手続の説明及び同意</b></p> <p>1 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、1の文書の交付に代えて、5により、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって電磁的方法により提供することができる。この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された1の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 2の方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記</p>	なし	第59条の27

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p>録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 2の(1)の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 事業者は、2により1の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 2の(1)(2)の方法のうち事業者が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 5の承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、1の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び5の承諾をした場合は、この限りでない。</p>		
<p><b>■心身の状況等の把握</b></p> <p>1 サービスの提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</p>	なし	第59条の28
<p><b>■指定居宅介護支援事業者等との連携</b></p> <p>1 サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を</p>	なし	第59条の29

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p>提供するように努めなければならない。</p> <p>3 利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>4 サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>		
<p><b>■指定療養通所介護の具体的取扱方針</b></p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(3) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(4) 利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</p> <p>(5) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</p>	なし	第59条の30
<p><b>■指定療養通所介護計画の作成</b></p> <p>1 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>	なし	第59条の31

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p>3 既に訪問看護計画書が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</p> <p>4 管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>6 それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p>		
<p><b>■緊急時の対応</b></p> <p>1 現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、緊急時等の対応策について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</p> <p>5 1及び2は、4の緊急時等の対応策の変更について準用する。</p>	なし	第59条の32
<p><b>■管理者の責務</b></p> <p>1 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わな</p>	なし	第59条の33

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p>ればならない。</p> <p>3 管理者は、サービスの提供に適切な環境を整備しなければならない。</p> <p>4 管理者は、利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>5 管理者は、当該事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>		
<p><b>■運営規程</b></p> <p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定療養通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) その他運営に関する重要事項</p>	なし	第59条の34
<p><b>■緊急時対応医療機関</b></p> <p>1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。</p> <p>2 緊急時対応医療機関は、事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し若しくは近接していなければならない。</p> <p>3 緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかななければならない。</p>	なし	第59条の35
<p><b>■安全・サービス提供管理委員会の設置</b></p> <p>1 安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会を設置しなければならない。</p> <p>2 おおむね6月に1回以上当該委員会を開催することと</p>	なし	第59条の36

条例の内容	独自基準	条例の条項
<p>し、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</p> <p>3 事業者は、2の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</p>		
<p><b>■記録の整備</b></p> <p>1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 療養通所介護計画</p> <p>(2) 運営推進会議における検討の結果についての記録</p> <p>(3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示し従わないことにより、要介護の程度を増進させたと認められるとき等の市への通知に係る記録</p> <p>(5) 苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録</p>	なし	第59条の37
<p><b>■準用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第10条から第13条まで</li> <li>・ 第16条から第18条まで</li> <li>・ 第20条、第22条、第28条</li> <li>・ 第34条から第38条まで</li> <li>・ 第41条、第59条の7 (3(2)除く。)、第59条の8</li> <li>・ 第59条の13から第59条の18まで</li> </ul>	なし	第59条の38